

公益社団法人鎌倉青年会議所運営規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、本会議所の運営を円滑にし、目的達成を円滑ならしめるため、定款の定める範囲内において組織運営に関する原則を定めるものとする。

第2条（改廃）

本規程の改廃は、定款第29条同第59条に基づき総会の議決により改廃されるものとする。本規程を改廃した場合は、定款第29条に基づき、総会の議決を得なければならない。

第2章 役員の仕事

第3条（理事長）

理事長は、定款に定められた仕事の外、次の職務を有する。

1. 本会議所を代表して関係行政機関その他諸団体との接渉に当る。
2. その他本会議所が参加する公的会議もしくは行事に出席する。

第4条（直前理事長）

直前理事長は、定款第30条3項に基づき理事会に出席して、意見を述べることができる。ただし、理事会における議決権は有しない。

第5条（副理事長）

副理事長は、定款第16条第3項に基づき本会議所の事業を分担、各委員会を担当して理事長を補佐する。

第6条（専務理事）

専務理事は、定款第16条第4項に基づき事務局を統括し、次の事項を処理する。

1. 理事長および副理事長を補佐する
2. 予算およびその執行の監督並びに決算に係る事項
3. 現金および貯金の出納に関する事項
4. 会費の徴収および資金に関する事項
5. 会計諸帳簿の記帳整理等会計事務に関する事項
6. 財産の管理および目録の作成に関する事項
7. 定款第8章（資産および会計）に定める事項

第7条（理事）

理事は、理事会を組織し、会務の処理をする。

第8条（監事）

監事は、定款第17条に基づき本会議所の財産および理事の業務執行の状況を監査す

る。またその内容に不正を発見したときは、総会に報告する。

第9条（特別理事）

特別理事は、定款第30条第3項に基づき理事会に出席して意見を述べるができる。ただし、理事会における議決権は有しない。

第3章 例会および理事会

第10条（例会）

定款第3条の目的を達成するため、毎月1回以上会員全員による定例会を開催しなければならない。例会は、原則として火曜日19:00~21:00と定め会員に周知徹底せしめる。例会日の通知は1週間前に通知するものとする。

第11条（例会の運営）

例会においては、会員の意見調査、事務連絡あるいは理事会の諮問等、本会議所の円滑な運営に資する軽易な事項の処理を定款第29条（総会の議決事項）および第35条（理事会の議決事項）に定めるところに反しない範囲で行うことができる。

第12条（理事会）

定款第33条に定めるところにより理事会を開催する。ただし、必要に応じ理事以外の正会員の出席を求め意見を聞くことができる。

2. 定款第29条にかかげる以外の諸規程、細則の設定、変更および廃止について審議決定する。ただし、規程、細則その他の重要事項に関しては、決定後7日以内に全会員に書面にて配布する事を要す。

第13条（理事会の運営）

定例理事会は、原則として毎月第2火曜日に開催するものとし、理事長は開催日の7日前までに議題および場所、時間を明示し、これを招集するものとする。

2. 理事会は、理事長が議長となる。ただし、理事長事故あるときは、副理事長の中1名が議長となる。
3. 理事会の定足数は、理事数の過半数とし、議決は特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

第14条（臨時理事会）

理事長が必要と認めたるときおよび理事5名以上の口頭または書面による請求があったときは理事長は臨時理事会を招集しなければならない。前項の請求は議題を明示して理事長に請求しなければならない。

第4章 委員会および特別委員会

第16条（委員会の設置）

定款第38条に定める委員会の名称および主たる業務は、理事会でこれを決定する。

2. 各委員会のほかに理事長は必要に応じ、理事会の承認を得て、他の特別委員会を置くことができる。

第17条（委員会の編成）

本会議所の正会員は、年度毎に指定された委員会に所属しなければならない。

ただし、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、特別理事および監事は、この限りではない。

2. 委員会には、委員長1名、副委員長若干名を置き、任期については、毎年1月1日より同年12月31日までとする。
3. 委員長は、委員会を夫々理事長の任命により担当して理事会から委ねられた事項および日常の業務の処理に当たり本会議所の運営を円滑に推進する責任を負うものとする。
4. 委員会は、委員長が必要と認めた場合、理事長に通知の上随時委員会（原則として月1回以上）を開催する。委員長は原則として開催日の5日前までに委員に通知せねばならない。
5. 委員長は、委員会議事録を担当副理事長を経て理事長に提出しなければならない。
6. 委員長は、毎年12月末までに当年度の委員会開催回数およびその月日、議事録、事業内容、委員出席簿等を記載した報告書を理事長に提出しなければならない。

第5章 部会（クラブ）

第18条（クラブの設置）

会員の健康増進、体位向上、修練、教養をはかるため、正会員10人以上の申し出により理事会の承認を得て部会を作ることができる。

2. 前項の部会に対し、援助することができる。

第6章 褒賞

第19条

本会議所は、青年会議所の発展と昂揚に資する為、且つ、青年会議所運動に貢献した功績を讃えるために褒賞を行う。

第20条

褒賞は、優秀 JAYCEE 賞、優秀新人賞および皆勤賞とする。

2. 優秀 JAYCEE 賞は、JC 運動に顕著な功績があり、且つ年間例会出席率が良好であった個人を対象とする。
3. 優秀新人賞は、入会后2年未満の正会員で、JC 運動に積極的に参加し、且つ年間例会出席率が良好であった個人を対象とする。
4. 皆勤賞は、年間例会出席率が100パーセントの個人を対象とする。

第21条

褒賞の審査は、理事長および副理事長が行い、理事会に報告する。

第 22 条

褒賞は、原則として当該事業年度における功績に対して行う。ただし、必要に応じてその以前の活動をも考慮することができる。

第 23 条

褒賞は、理事会において決定し、理事長は原則として、総会において、具体的理由を説明する。

第 24 条

被褒賞者は、原則とし、正会員および特別会員とする。ただし、本会議所に顕著な貢献のあった名誉会員、賛助会員および会員以外の団体個人を含むこともできる。

第 25 条

被褒賞者に対しては、賞状および記念品を贈る。ただし、別にスポンサーによる副賞をつけることもできる。

第 7 章 正副理事長会議

第 26 条

正副理事長会議は、理事長が召集し、理事会から委託された事項、及び理事会に提出すべき議案、その他、所務の執行に関する事項について会議する。

第 27 条

正副理事長会議の構成は、理事長、副理事長、専務理事とする。
ただし、必要に応じ、正会員の出席を求め意見を聞くことができる。

公益社団法人鎌倉青年会議所役員選任の方法に関する規程

第1章 総則

第1条

定款第14条第1項第1号、第3号、第4号、同第15条第1項、第3項、同第23条第1項第4号、第8号、同第44条第1項第2号に基づき、本会議所の役員を選任を本規程の定めるところによる。

第2条

本規程の改廃は、定款第23条第1項第4号、第8号、同第44条第1項第2号に基づき総会の決議により改廃されるものとする。本規程の改廃をした場合は、定款第21条4項に基づき改廃に関する事項を総会の7日前に書面にて全会員に配布することを要する。

第2章 役員選挙

第3条

本会議所は、次年度役員選挙に関する事務を管理するため、役員選挙管理委員会（以下「管理委員会」と称する）を設ける。

第4条

管理委員会の定員は5名とし毎年5月14日までに理事会の承認を得て、理事長及び副理事長が正会員より委員を指名する。

第5条

管理委員は、互選により1名の委員長を定める。

- (1) 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表して理事会に出席し、選挙に関する事務に関して発言することができる。委員長に事故があった場合は、あらかじめ管理委員会が委員の中から指名した委員がこれを代理する。
- (2) 委員長は、理事長に対して、臨時理事会の開催を請求することができ、理事長は、これを7日以内に開催しなければならない。

第6条

役員選挙に関する告示はすべて管理委員長の名をもって文書により通知する。

第7条

本会議所の正会員は各自1票の役員選挙権を有する。

- (1) 理事選挙については被選挙人の連記により20名の理事予定者を選出する。
- (2) 監事選挙については被選挙人の連記により3名の監事予定者を選出する。

第8条

本会議所の正会員は役員選挙権を有する。ただし、下記のいずれかに該当する正会

員はこれを有しない。

- (1) 当該年度の5月末日を基準にして前年1年間(6月1日から5月31日まで、新入会員については入会日から5月31日まで)の例会出席率60%未満の場合。
- (2) 所定の期日までに当該年度の会費を全額納入済みでない場合。ただし、分納者に関しては、この限りではない。

第9条

管理委員会は、6月20日までに役員被選挙権を有する者に対し立候補手続きを記載した文書を発送しなければならない。

第10条

役員被選挙権を有する者が立候補を行う場合には2名以上の正会員の推薦を必要とする。この場合、正会員は複数人に重複して推薦することができる。ただし、管理委員会の委員は推薦人になることはできない。

2. 立候補の届出は6月25日午後5時までに文書で事務局を経て管理委員会に対して行うものとする。

第11条

管理委員会は、立候補の審査を行いその資格が正しければ7月8日までに立候補者氏名、投票日、投票場所を全会員に告示するとともに、立候補趣意書を通知しなければならない。

第12条

立候補届出締切日までに、立候補者が定員に満たない場合は役員選考委員会(以下「選考委員会」と称する)を設ける。尚、選考委員会の委員は定員を9名以内とし当該年度の理事長が指名の上、理事会に報告する。2. 選考委員は、互選により1名の選考委員長を定める。

- (1) 選考委員長は、選考委員会の会務を総括し、選考委員会を代表して理事会に出席し、選考に関する事務に関して発言することができる。選考委員長に事故があった場合は、あらかじめ選考委員会が選考委員の中から指名した選考委員がこれを代理する。
- (2) 選考委員長は、理事長に対して、臨時理事会の招集を請求することができ、理事長が必要と認めたときには理事長がこれを招集する。
- (3) 選考委員会は役員の数に満たすよう候補者を当該年度の理事会に推薦し承認を経たうえ、総会に提出しその承認を得なければならない

第13条

投票は、管理委員会所定の用紙を用いて総会において行うことを原則とする。ただし、立候補者数が定款に定める定員数以内の場合は無投票当選とし、管理委員長は告示とともにその旨を全会員に通知しなければならない。

第14条

投票日に投票を行うことが不可能な事情にある選挙人は、投票日以前に所定事項を記入した投票用紙を密封したうえで事務局を経て管理委員長宛に提出しなければならない。代理人による委任投票ならびに郵送による投票は認めない。

第15条

開票は選挙立会人の出席を得て行うものとする。

立会人は管理委員会において指名する。ただし、立会人は各立候補者の推薦人よりそれぞれ1名とする。

第16条

選挙人名簿は毎年6月3日に管理委員会において確定する。

第17条

本会議所は選挙人名簿を事務局において随時関係者の閲覧に供ずる。

第18条

天災地変その他の事故によって必要あるときはさらに選挙人名簿を確定する。

第19条

当選人が確定したときは、管理委員長は総会にこれを報告しなければならない。

第20条

当選人若しくはその推薦人につき、選挙に関する不正があった場合は、総会の議決を経てその当選を無効として次点者が当選人となる。

第21条

第19条の総会に対する当選人の報告によって管理委員会及び選考委員会を終了する。

第3章 正副理事長の選任

第22条

本会議所の次年度理事予定者は、前章に定める役員選挙により、その当選者が確定した日から7日以内に互選により1名の理事長を定める。

ただし、次年度の理事長は下記に該当するものが望ましい。

- (1) 副理事長経験者または理事経験3回以上の者。
- (2) 当該年度の5月末日を基準にして前年1年間（6月1日から5月31日まで）の例会出席率80%以上で、当該年度の会費を全額納入の者。

第23条

次年度理事長予定者は、次年度理事予定者の中から副理事長5名以内および専務理事を指名する。

第24条

次年度理事長予定者は、本年度理事長に次年度組織名簿を確定次第、提出しなければならない。

第25条

本年度理事長は前条の名簿を理事会に報告、承認を経たうえ、総会に提出しその承認を得なければならない。

公益社団法人鎌倉青年会議所会員資格規程

第1章 入会

第1条

定款9条の（入会手続）は次の通りとする。公益社団法人鎌倉青年会議所へ入会を希望するものは所定の申込書に定める事項を記載し、担当委員長に提出するものとする。ただし、正会員2名の責任ある紹介を必要とする。

第2条

所定の手続きにより入会の申込を行ったものは、即日仮入会が認められる。仮入会者は紹介者のゲストとして例会および委員会に出席し、担当委員会が主催する講習会に出席する義務を負う。

第3条

- ①担当委員長は、入会申込書を受けた日より最も近い理事会に申込者と紹介者を報告する。
- ②担当委員会は、本規程第7条の定める事項を調査する。
- ③担当委員長は、入会申込者の調査事項を入会申込を受けてからすみやかに理事会に報告しなければならない。
- ④担当委員長より調査事項の報告を受けた理事会は入会申込者が会員としての適性を認めた時正式に入会を認める。
- ⑤他の青年会議所より移籍して来た者（除名者を除く）も同様とする。ただし前所属青年会議所理事長の推薦状持参者は本規程第1条の所定の手続きののち理事会の承認を経て正会員の資格を得る。

第4条

担当委員長は、理事会において入会を承認された申込者に対して、直ちに入会を許可された旨通知するとともに、入会金および会費を1ヶ月以内に徴収しなければならない。入会金並びに会費を入会承認後1ヶ月以内に納入せざる場合は入会許可は取消されたものとする。

2. 理事会において入会を承認された申込者はその当該年度の例会出席率が60%以下の場合入会許可を取消されることがある。

第5条

入会申込者の紹介をなした会員は当該入会申込者が入会を許可された年度および翌事業年度に限り当該入会申込者の各種会合に対する出席の保証および会費納入の義務につき連帯保証の責任を有し、当該入会申込者が本会議所の正会員である期間、その出所進退につき責任を負うものとする。

第6条

紹介者は理事および入会后1年以上経過し且つ過去1年以内の総会および例会の出席率

60%以上で該当日までの会費を納入した正会員であることを要す。

第7条

担当委員会は入会申込者に面接の上、次の事項を調査し理事会に報告しなければならない。

1. 入会申込書の適否
2. 紹介者のゲストとして例会、委員会および講習会への出席の有無
3. その他会員としての有無

第8条

正式入会を認められたものは入会后1年間、地区会員大会はもとより、認承式その他の式典に一回以上は出席しなければならない。

第2章 退会および除名

第9条

退会を希望する正会員は、定款第11条に基づき退会届を提出し、退会することができる。

退会届の審議および承認は退会届が提出された直後の理事会において行うものとする。

退会届が承認された場合退会確定の日は届出日を日付けとする。

第10条

例会の出席率60%以下の会員については定款第12条に基づき除名することができる。

(B)毎年3月、6月、9月の3回に亘り出席率60%以下の会員に警告を発し12月末日までに60%以上に達しない会員は定款第12条に基づき除名することができる。

第11条

経理規程第3条にある通りに会費納入義務を履行しない会員については、定款第12条に基づき除名することができる。

第12条

定款第12条第1項第1号ないし第3号に基づき除名する場合は、事前に理事会に紹介者をして事情を調査報告せしめ、且つ慎重な審議の結果理事過半数以上の同意により総会に提出しなければならない。

公益社団法人鎌倉青年会議所休会規程

第1条

会員は、下記の場合に該当するときは、休会を申出ることができる。

- (1) 国外に旅行、または駐在し、6ヶ月以上の長期にわたって、会員として活動できないと思われるとき
- (2) 療養生活のため、6ヶ月以上の長期にわたって、会員として活動できないと思われるとき
- (3) 鎌倉市内に居住、または勤務せざる時
- (4) その他止むを得ざる場合

第2条

休会を申出んとする者は、休会願に記名捺印の上、下記事項を記入し、当該期会費領収書を添付して、理事会宛に提出する。

- (1) 申出人の氏名住所
- (2) 提出年月日
- (3) 休会を必要とする事情および証明書
- (4) 休会を必要とする期間
- (5) 休会中の連絡先

第3条

休会の申出は、代理人によってもこれをなし得る。ただし、代理人は、正会員たる事を要し、代理人は、委任状に依り代理権を証明する。

第4条

専務理事は、休会届の提出があったときは第2条の要件を具備するか否かを調査した上これを理事会に附議する。理事会において休会の申出を理由ありと認めたときは、休会を承認し、申出人はその翌日より承認された期間、休会中の会員となる。

第5条

理事会が休会を承認したときは、専務理事は直ちに会員台帳にその旨を記入すると共に申出人に通知しなければならない。

第6条

休会中の会員でもその当該年度の会費は全額納入しなければならない。

第7条

休会中の正会員は、会員として有する義務は停止される。

第8条

休会中の会員として休会期間の延長を希望する者は、休会期間延長願いを、理事長に提出しなければならない。

第9条

休会中の会員が復帰しようとするときは、下記の要件を記入した復帰届を理事長宛に提出しなければならない。

- (1) 申出人の氏名住所
- (2) 提出年月日
- (3) 休会の事由が止んだこと

第10条

専務理事は復帰届が理事会において承認されたときは、直ちに会員台帳にその旨を記入する。

公益社団法人鎌倉青年会議所経理規程

第1条

本会議所の財政は専務理事がこれを掌握する。

第2条

会費および入会金 入会金 20,000 円

(日)正会員 年会費 120,000 円

(月)特別会員 終身会費 50,000 円

(火)賛助会員 一口 10,000 円

第3条

正会員の年会費は毎年3月末日まで、に納入する。ただし、止むを得ない事由があり分納を希望する者は専務理事と協議のうえ、毎年11月20日までに全額支払うものとする場合には分納することができる。

第3条の2

- (1) 正会員のうち企業に在籍する者が療養や転勤等止むを得ない事由により退会する場合は、当該企業に在籍する他の構成員に限り、理事会の承認を得て、当該正会員の退会日以降における年会費の納入実績を同構成員の入会時期に応じて引き継がせ、年会費を納入したとみなすことができる。
- (2) 前項の引継ぎは、当該事業年度内である限り、回数制限を設けないものとする。

第4条

年度途中に入会した会員の会費は理事会にて認証された月を含め、残月分を1月10,000円で徴収する。ただし、前条により退会会員から年会費の納入実績を引き継いだ会員については、この限りではない。

第5条

会費の徴収は、専務理事がこれに当る。

第6条

各委員会の予算は、各委員会の責務において執行する。

第7条

予算外出金は、理事会の議決を経てこれを行う。

第8条

帳簿、決算事務は、専務理事がこれを行い毎年度末、担当監事の監査を受ける。

第9条

各委員会は、事務所にそれぞれ予算差引簿を備えつけ、予算の執行状況を常に明らかにする。

第10条

本会議所が団体加入した外部団体の会員および日本JCが、特別に課する予算以外の経

費は、負担金とみなし理事会の承認を得て会員はこれを公平に分担する。

その他預託金等必要な事項は、理事会で決定する。

第 11 条

会費の用途は当該事業年度の総収入のうち、1 パーセント以上を公益目的事業会計に計上し、それ以外は収益事業等会計並びに法人会計に計上する。

(付則)

第 3 条の 2 (新設) 及び第 4 条の改正規程は、総会の決議を得て、同決議日から施行する。

平成 31 年 1 月 15 日 総会決議

公益社団法人鎌倉青年会議所慶弔規程

第1条

正・特別会員の慶弔に際して、次の基準により慶弔金を贈る。

(1) 会員死亡

(イ) 50,000 円の範囲内において生花または花輪 および香典。

(ロ) 弔辞

(2) 会員の配偶者および子女並びに、直系父母の死亡

(イ) 30,000 円の範囲内において生花または花輪および香典。

(ロ) 弔辞

(3) 会員の結婚 10,000 円

(4) 会員の入会后第1子誕生 10,000 円

(5) 会員の疾病（入院1ヶ月以上） 10,000 円

第2条

その他必要な事項は、理事会で定める。

公益社団法人鎌倉青年会議所文書規程

第1条

公益社団法人鎌倉青年会議所における文書の保存管理については、特に定めある場合を除き、本規約の定めるところによる。

第2条

本青年会議所の文書は下記のとおり分類する。

1. 庶務関係
2. 日本 JC 関係
3. ローカル JC 関係
4. 各委員会関係

第3条

文書管理

- ①送文書の文案は、正会員が立案し、事務局へ届けるものとする。
- ②事務局員は、執務経過および処理の結果、来訪者、伝達事項等の要旨を執務日誌に記載しなければならない。
- ③本青年会議所に到達した文書は、すべて親展を除く外開封し余白に収受番号および年月日を執務日誌に記載した上、速やかに該当者に配布しなければならない。
- ④文書に金券、切手または物品等を添付し速やかに事務処理をしなければならない。
- ⑤電話による通信事項は要領を記録した上、該当者に速やかに連絡しなければならない。
- ⑥親展文書または個人宛文書に関するものは該当者に通知または回送しなければならない。
- ⑦発送文書は発信番号および宛名、年月日、件名を執務日誌に記載した上遅滞なく発送しなければならない。
- ⑧発送書は理事長名、会議所名、委員長名、担当理事名をもってする。
発送文書は総て副本を保存せねばならない。
- ⑨事業の発起、経過、終結の順序によって綴る。
- ⑩各事業の順序は、事業発起の日付の前後によるものとする。
文書で関連するものについては、その最も関連深い項目に原本を収め、他の項目には件名だけ記載し原本の所在を付記する。

公益社団法人
鎌倉青年会議所災害支援ネットワークに関する規程

第1条（名称）

本組織は、公益社団法人鎌倉青年会議所災害支援ネットワーク（以下「鎌倉JC災害支援ネット」という）と称する。

第2条（目的）

本規程は、日常における危機管理の啓発と災害発生時等における相互支援の円滑化を推進する事を目的とする。

第3条（構成）

鎌倉JC災害支援ネットは、（公社）鎌倉青年会議所役員を役員として鎌倉青年会議所会員をもって構成する。

第4条（事務局）

鎌倉JC災害支援ネット事務局は、原則として、鎌倉青年会議所事務局内に置く。

第5条（役員を選任）

1. 鎌倉JC災害支援ネットは原則として鎌倉青年会議所理事長が鎌倉JC災害支援ネット会長に就任する。
2. 鎌倉JC災害支援ネットは原則として鎌倉青年会議所副理事長が鎌倉JC災害支援ネット副会長に就任する。また、鎌倉青年会議所副理事長が鎌倉JC災害支援ネット副会長と鎌倉JC災害支援ネット災害担当者・副災害担当者を兼務する。
3. 鎌倉JC災害支援ネットは原則として鎌倉青年会議所専務理事が鎌倉JC災害支援ネット会長補佐に就任する。
4. 鎌倉JC災害支援ネットは原則として鎌倉JC災害支援ネット副会長より会長の指名したる者が鎌倉JC災害支援ネット災害担当者1名・副災害担当者2名に就任する。
5. 上記役員の就任については、鎌倉青年会議所理事会にて報告をしなければならない。

第6条（役員任期）

役員任期は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

第7条（本部・現地対策局・情報支援局の設立）

1. (ロ)災害等が発生したとき、鎌倉JC災害支援ネット会長は副会長と協議の上、必要と認められた場合、鎌倉JC災害支援ネット本部を設立させる。
(月)災害等が発生し、CHARM かながわからの支援要請があった場合、鎌倉JC災害支援ネット本部を設立させる。
2. 鎌倉JC災害支援ネット会長が職務執行困難な場合、副会長合意の上鎌倉JC災害支援ネット本部を設立する事が出来る。

3. 鎌倉 J C 災害支援ネット本部は被災の状況に応じて現地対策局・情報支援局を設置することが出来る。
 - ・現地対策局は原則的に鎌倉市・鎌倉市社会福祉協議会との協定により福祉センター内に作られる鎌倉市災害ボランティアセンター内に設置する事とする。
 - ・情報支援局は鎌倉青年会議所事務局内に設置する事とする。
 - ・被災地が市外の場合、鎌倉 J C 災害支援ネット会長は副会長と協議の上、現地対策局・情報支援局を適所に設置することが出来る。
4. 本部設立後の鎌倉青年会議所理事会に報告をするものとする。

第 8 条 (本部役員・局員の選任)

1. 鎌倉 J C 災害支援ネット会長は原則として鎌倉 J C 災害支援ネット本部長に就任する。
2. 鎌倉 J C 災害支援ネット本部長は、鎌倉 J C 災害支援ネット副会長より副本部長、現地対策局長、情報支援局長を任命する。
3. 鎌倉 J C 災害支援ネットは原則として鎌倉 J C 災害支援ネット会長補佐が鎌倉 J C 災害支援ネット本部長補佐に就任する。
4. 鎌倉 J C 災害支援ネット本部長は鎌倉 J C 災害支援ネット災害担当者・副災害担当者を鎌倉 J C 災害支援ネット本部災害担当者・副災害担当者に任命する。
5. 鎌倉 J C 災害支援ネット本部長は必要に応じて、他の本部役員、局員を任命することが出来る。
6. 鎌倉 J C 災害支援ネット会長が本部長就任困難な場合、副会長協議の上暫定本部長を決定しなければならない。暫定本部長の任期は鎌倉 J C 災害支援ネット会長が本部長への就任が可能になるまでとする。

第 9 条 (本部役員の職務)

1. 鎌倉 J C 災害支援ネット本部長は、本部を統括し鎌倉 J C 災害支援ネットの意思決定を行う。
2. 鎌倉 J C 災害支援ネット副本部長は、本部長を補佐し、本部の運営全般を指揮する。また、鎌倉 J C 災害支援ネット本部災害担当者として副災害担当者と協力し CHARM かながわ、鎌倉市災害ボランティアセンターとの連絡調整を行う。
3. 現地対策局長は現地対策局を統括し、鎌倉市・鎌倉市社会福祉協議会と協力し鎌倉市災害ボランティアセンターでのメンバーの活動を指揮する。
また、鎌倉 J C 災害支援ネット本部副災害担当者として災害担当者と協力し、鎌倉市災害ボランティアセンターとの連絡調整を行う。
4. 情報支援局長は情報支援局を統括し、本部の決定に基づき CHARM かながわへの支援要請の発信と CHARM かながわからの支援内容の報告を本部へ行う。また、当会議所会員への情報の発信とそれらの管理を行う。
また、鎌倉 J C 災害支援ネット本部副災害担当者として災害担当者と協力し、

CHARM かながわとの連絡調整を行う。

5. 鎌倉 J C 災害支援ネット本部長補佐は、本部長を補佐し鎌倉 J C 災害支援ネットの円滑な活動を助ける。

第 10 条（鎌倉市災害ボランティアセンター開設）

鎌倉 J C 災害支援ネット本部は鎌倉市・鎌倉市社会福祉協議会との協定により鎌倉市災害ボランティアセンターの開設を鎌倉市・鎌倉市社会福祉協議会と協力して行う。

第 11 条（解散）

本部長は鎌倉 J C 災害支援ネット本部役員と協議の上、目的達成と判断された場合、または解散を必要とする場合、鎌倉 J C 災害支援ネット本部を解散させる。

解散後の鎌倉青年会議所理事会において災害報告をするものとする。

但し、鎌倉 J C 災害支援ネット本部は被災状況により任期にかかわらず継続して設置することが出来る。

第 12 条（LOM情報カードの収集・保管）

各年度において、災害担当者・副災害担当者は「LOM情報カード」を作成し神奈川ブロック協議会へと提出する。また、作成された「LOM情報カード」は鎌倉青年会議所事務局においても保管する。

第 13 条（改訂）

本規程は、鎌倉青年会議所の規定に基づき鎌倉青年会議所総会の審議承認により、改訂することが出来る。

第 14 条（継続）

鎌倉 J C 災害支援ネットは公益社団法人鎌倉青年会議所が存在する限り、継続して行うものとする。

（附則） 本規程は、2008年1月1日より施行する。

公益社団法人鎌倉青年会議所倉庫管理規則

第1条

公益社団法人鎌倉青年会議所における倉庫管理については特に定める場合を除き本規則の定めるところによる。

第2条

- (1) 倉庫の管理は、総務委員会がこれにあたる。
- (2) 倉庫に収納している物品は、目録を作成し、倉庫にそなえ付ける。
- (3) 物品目録は、副本を作成し、保管する。
- (4) 日誌に品物の出し入れの際、年月日、物品名、正会員名を記入する。
- (5) 管理物品の出し入れは、総務委員会の承諾をえる。

第3条

その他必要なことは理事会で定める。

災害時におけるボランティアセンター開設と 運営に関する協定書

鎌倉市（以下「甲」という。）と社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会（以下「乙」という。）並びに公益社団法人鎌倉青年会議所（以下「丙」という。）は、鎌倉市地域防災計画の趣旨を踏まえ、災害時における災害ボランティアセンター開設と運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、災害時における災害応急対策活動として行う災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（災害ボランティアセンターの設置）

第2条 乙は、甲からの要請により、災害時における円滑な災害ボランティア活動の推進のため、丙と協力して災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置するものとする。

(設置場所)

第3条 センターの設置場所は、鎌倉市福祉センター内とする。ただし、甲は、当該施設が災し、設置することが困難な場合は、これに代わる場所を確保するものとする。

2 甲は、乙が著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地ボランティアセンターの設置が必要と認めるときは、乙並びに丙と協議のうえ、その設置場所の確保に努めるものとする。

(組織)

第4条 センターは、甲、乙、丙のうちあらかじめ指名された者をもって組織する。

(連携及び協力)

第5条 甲と乙並びに丙は、相互に連携・協力し、センターの設置・運営に関し必要な業務を実施するものとする。

(災害ボランティアの定義)

第6条 この協定書において、「災害ボランティア」とは、センターにおいて、次条の各号に規定する活動に従事するため、名簿に登録された者をいう。

(センターの活動)

第7条 センターが実施する活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害時及び平常時の災害ボランティアの受入れ及び活動依頼に関すること。
- (2) 災害時の避難所等の運営、維持等に対する支援・協力に関すること。
- (3) 災害時要援護者又は自宅避難者に対する支援・協力に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害応急及び復興に関する支援に関すること。

(平常時の協力)

第8条 甲と乙並びに丙は、平常時より、災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、甲は、乙並びに丙に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。

2 甲と乙並びに丙は、平常時から相互に協議、連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における協力体制の確立を図るものとする。

(資機材等の確保)

第9条 甲と乙並びに丙は、災害時におけるボランティア活動に必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第10条 センターの運営に関する必要な費用は、甲が負担するものとする。

2 乙並びに丙は、前項の費用の請求にあたっては、甲が別に定める書式をもって行うものとする。

(報告)

第11条 甲は、乙並びに丙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた事項については、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成20年11月25日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲乙丙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(付則)

第14条 この協定に定めるもののほか、災害ボランティアセンター開設と運営に関する手続きについて必要な事項は、別に定める。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲・乙・丙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年11月26日